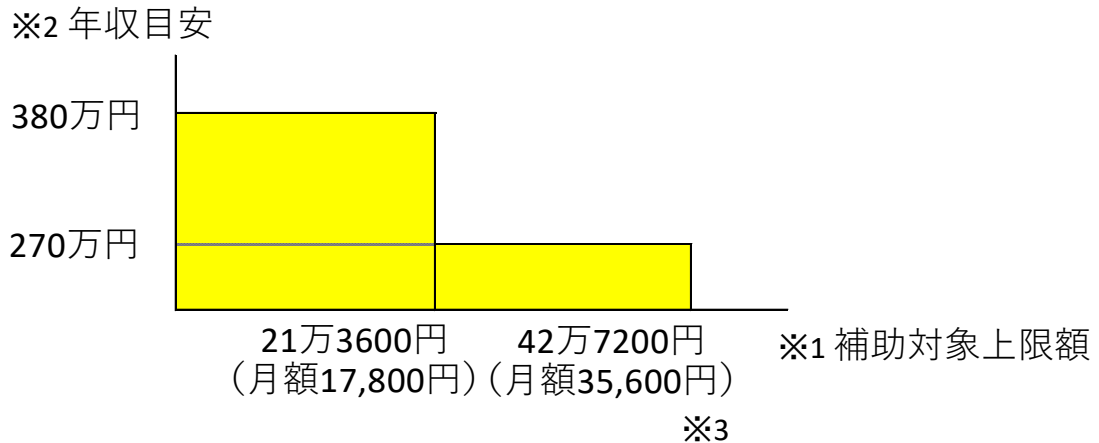


令和7年度東京都私立高等学校等専攻科支援金制度に関するご案内

1 本制度の概要

都内の私立高等学校等専攻科に在学する生徒に係る授業料負担を軽減する制度です。
授業料負担の軽減額及び所得要件は下表を御参照ください。



※1 在学校の授業料（減免がある場合は減免後の額）が上限となります。

※2 年収では審査を行いません。実際の所得判定は下記2⑥の基準により行います。

ここでの年収はモデル世帯について判定基準を収入に置き替えた目安です。

※3 多子世帯の場合は、所得制限がなくなりました。

2 本制度の対象者

以下のすべての要件に該当する生徒が対象となります。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 私立高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者
- ③ 高等学校等専攻科を修了していない者
- ④ 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月）を超えない者
- ⑤ 専攻科支援金の支給を通算して④で定める期間を超えて受けていない者
- ⑥ 以下の算式により算出された額（算定基準額）（生計維持者が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額）が以下の区分に該当する者又は、生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生計維持者に扶養されている者（多子世帯）。

【算式】

区市町村民税所得割の課税所得額^{※1}（課税標準額）× 6 %－調整控除の額^{※2}

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額となる。

区分 1 生計維持者の算定基準額が 100 円未満である者

区分 2 生計維持者の算定基準額が 51,300 円未満である者
（区分 1 に該当する者を除く。）

※ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項各号に掲げる者又は同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により同項に規定する区市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は 0 円とする。

なお、令和 7 年 7 月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から 12 万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の算式は以下のとおり。

【算式】

（区市町村民税所得割の課税所得額（課税標準額）－12 万円）× 6 %－調整控除の額

※ 令和 7 年 7 月分～令和 8 年 6 月分の判定においては、平成 19 年 1 月 2 日～4 月 1 日生まれの者が該当します。

3 留意事項

（1）以下のア、イ、ウのいずれかに該当する場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イ及びウについては翌年度の 4 月から専攻科支援金の支給対象となりません。

ア 退学・停学（3 か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、3 か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしない（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしない。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 1 か年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の 5 割以下の者

ウ 1 か年度における出席率が 5 割以下の者

（2）申請後離婚等により生計維持者に変更があった場合は、速やかに学校へ御連絡ください。

（3）期日を過ぎてから申請書類の提出があった場合は、原則として受付ができませんので、予め御了承ください。

4 専攻科支援金の額

対象区分 (算定基準額の合算額)	年収目安 (参考)	支給年額 (月額) (※1)
区分1 (100 円未満)	270 万円未満	427,200 円 (35,600 円)
区分2 (100 円以上 51,300 円未満)	270 万円以上 380 万円未満	213,600 円 (17,800 円)
多子世帯	所得要件なし	427,200 円 (35,600 円)

※1 支給年額 (月額) は授業料額 (減免がある場合は減免後の授業料額) が上限です。

5 提出書類

【新規申請者の場合】

- ① 受給資格認定申請書 兼 収入等状況届 (別記第1号様式) A・B各2枚 (計4枚)

令和7年4月～6月分 : 申請日は令和7年4月の日付とする

令和7年7月～令和8年6月分 : 申請日は令和7年7月の日付とする

- ② 個人住民税課税 (非課税) 証明書 (令和6年度分)

- ③ 個人住民税課税 (非課税) 証明書 (令和7年度分)

- ④ 高等学校等専攻科支援金に係る課税証明書 (補足)

(令和6年度分及び令和7年度分) ※

①とは別封筒で封緘した上で、
学校へ提出してください

【継続申請者の場合】

- ① 受給資格認定申請書 兼 収入等状況届 (別記第1号様式) A・B各1枚 (計2枚)

令和7年7月～令和8年6月分 : 申請日は令和7年7月の日付とする

- ② 個人住民税課税 (非課税) 証明書 (令和6年度分)

- ③ 高等学校等専攻科支援金に係る課税証明書 (補足)

(令和7年度分) ※

①とは別封筒で封緘した上で、
学校へ提出してください

【多子世帯の場合】

- ① 受給資格認定申請書 兼 収入等状況届 (別記第1号様式) A・B各2枚 (計4枚)

令和7年4月～6月分 : 申請日は令和7年4月の日付とする

令和7年7月～令和8年6月分 : 申請日は令和7年7月の日付とする

- ② 個人住民税課税 (非課税) 証明書 (令和6年度分)

- ③ 人住民税課税 (非課税) 証明書 (令和7年度分)

- ④ 高等学校等専攻科支援金に係る課税証明書 (補足)

(令和6年度分及び令和7年度分) ※

- ⑤ 扶養親族申告書

令和7年4月～6月分 : 申請日は令和7年4月の日付とする

令和7年7月～令和8年6月分 : 申請日は令和7年7月の日付とする

①とは別封筒で封緘した上で、
学校へ提出してください

※ 課税証明書に「区市町村民税の課税所得額（課税標準額）」、「合計所得金額」、「総所得金額等」、「扶養親族の合計」、「16歳未満の扶養者数」、「本人該当区分」、「区市町村民税の調整控除額」のいずれかが記載されていない場合、区市町村住民税担当窓口において「**高等学校等専攻科支援金に係る課税証明書（補足）**」の発行を依頼し、課税証明書と合わせて提出する必要があります。詳細は別紙「課税証明書のご提出方法について」を御確認ください。

御提出いただいた個人住民税課税（非課税）証明書について、内容等の確認のため、東京都私学部よりお電話等にて御連絡させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

6 申請方法及び申請後の流れ（予定）

7月中旬～ 9月上旬	- 学校から申請書類（受給資格認定申請書 兼 収入等状況届）を受取 - お住いの区市町村税務担当窓口等で個人住民税課税（非課税）証明書等を取得
	学校が定める期日までに学校に申請書類及び課税証明書等を提出
11月	都から学校を通じて受給資格認定通知及び収入等状況審査結果通知を送付
	都から学校を通じて支給額決定通知を送付
	都から学校に専攻科支援金を交付し、学校が授業料に充当（※）

※すでに授業料を納付している場合は学校から還付されます。具体的な還付の方法については在学している学校にお問合せください。



7 問合せ先

（１）制度に関すること

東京都生活文化局私学部私学振興課保護者負担軽減担当

TEL：03-5320-7708

（２）申請書類の提出方法や授業料等に関すること

在学校